

○経済産業省令第五十六号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第九条第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同条第四項の規定を実施するため、電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令を次のように定める。

平成二十七年七月十五日

経済産業大臣 宮沢 洋一

電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令

（用語の意義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。次条において「新電気事業法」という。）において使用する用語の例による。

（託送供給等約款において定めるべき事項）

第二条 平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、同項の規定に基づき定める託送供給等約款においては、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに新電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項（沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）を定めなければならない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ニ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法

ヘ 送電上の責任の分界

ト イからへまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する

る事項がある場合にあつては、その内容

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

リ 実施期日

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

イ 適用範囲

ロ 料金

ハ 電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送

供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成二十七年経済産業省令第

号。次条第一号において「算定省令」という。）第二十九条第一項に規定する調整を行う場合にあつ

ては、同条第二項に規定する離島基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基

準調整単価

ニ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ホ ロからニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内

## 容

へ 契約の申込みの方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による  
通知の方法

チ 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

リ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

ヌ 送電上の責任の分界

ル 給電所における指令に関する事項

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

カ 実施期日

(託送供給等約款の認可の申請)

第三条 平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により託送供給等約款に係る経済産業大臣の認可の申請を行おうとする一般電気事業者は、様式第一の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 算定省令の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款の公表)

第四条 平成二十六年改正法附則第九条第三項の規定による託送供給等約款の公表は、同条第一項の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請)

第五条 平成二十六年改正法附則第九条第四項の認可を受けようとする一般電気事業者は、様式第二の託送供給等特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 平成二十六年改正法附則第九条第一項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件による託送供給

等を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

託送供給等約款認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

平成26年改正法附則第 9 条第 1 項の規定により、別紙託送供給等約款の案のとおり託送供給等約款の認可を受けたいので申請します。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 氏名を記載し、押印することによって、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第 2 (第 5 条関係)

託送供給等特例認可申請書

年 月 日

殿

住 所

氏 名 (名称及び代表者の氏名) 

平成26年改正法附則第 9 条第 4 項の規定により、次のとおり同条第 1 項の認可を受けた託送供給等約款以外の供給条件の許可を受けたいので申請します。

供給の種類	振替供給・接続供給・発電量調整供給	備考
氏名 (名称)		

供給の相手方	住 所	
	受給場所	受電場所
	供給場所	供給場所
供 給 電 力		
供 給 電 圧		
電 気 方 式 及 び 周 波 数		
料金その他の供給条件の内容		
供給開始年月日及び有効期間		

備考 1 受電場所及び供給場所が属する発電所、変電所、送電線路又は配電線路の名称を備考欄に記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。